

# 令和6年4月1日から認可外保育施設を利用する 多子世帯への保育料補助制度が始まります

## 対象児童 以下の要件をすべて満たす方が対象です。

- ・施設を利用する児童が、**0歳児～2歳児クラス**に在籍する**第2子以降の子ども**である。
- ・月の初日時点で、児童と保護者が**中央区民**である。
- ・月の初日時点で、認可外保育施設と月極契約を締結し、在籍している。
- ・保護者全員に保育の必要性がある（月48時間以上の就労など）。
- ・住民税課税世帯である（施設等利用給付の対象ではない。）。
- ・認可外保育施設の保育料を滞納していない。
- ・認可外保育施設と同時に、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業（小規模保育事業所・事業所内保育所・居宅訪問型保育事業）・認証保育所・公私立幼稚園などを利用していない。

※0～2歳児クラス（企業主導型保育事業を除く）に在籍する**住民税非課税世帯**の児童は「子育てのための施設等利用給付」の対象となります（本補助金は対象外）。

※企業主導型保育事業を利用する住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの第2子以降の児童は、本補助による補助を一部受けることができます場合があります。詳しくは区までお問い合わせください。

※3～5歳児クラスの児童は、現在の補助金額から変更はありません（詳細は裏面をご覧ください）。

## 対象施設

国が定める基準（指導監督基準）を満たす旨の証明書の交付を受けている認可外保育施設

※企業主導型保育事業所、居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター）を含みます。

※病児・病後児保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業は対象外です。

## 補助金額

- ・月額42,000円までを上限に補助します。
  - ・利用施設と契約した月極の基本保育料が対象です。
- ※入所料、延長保育料、食材料費、日用品の購入費等は保護者負担です。



# 申請方法

## 【申請書類】

申請書類	提出回数
① 中央区認可外保育施設保育料補助金交付申請書 兼 口座振替登録依頼書	各支給期ごと
② 在籍証明書兼保育料納入証明書（施設に記入を依頼してください）	各支給期ごと
③ 保育の必要性を証明する書類	年度に1回
④ 世帯の所得を証明する書類（該当者のみ）	年度に1回

※申請書様式は、区ホームページからダウンロードできます。

また、令和6年4月上旬以降、下記提出先でも配布しています。

## 【提出期限】

支給期	対象月	提出期限
第1期	4・5・6・7月	令和6年7月12日(金)
第2期	8・9・10・11月	令和6年11月11日(月)
第3期	12・1・2・3月	令和7年3月10日(月)

← 当年度の  
最終提出期限

※申請書類①・②は支給期ごとに提出が必要です。

※「②在籍証明書兼保育料納入証明書」の作成が提出期限までに間に合わない場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。



詳しくは  
区のHPを  
ご覧ください

## 【提出先】

- 中央区役所本庁舎6階 保育課保育給付係

## 児童の年齢・世帯の課税状況によって補助の内容が変わります

- ・認可外保育施設等（企業主導型保育事業を除く）を利用する3～5歳児クラスの児童は月額37,000円まで、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童は月額42,000円までの保育料が無償化（施設等利用給付）の対象となっています。
- ・施設等利用給付を希望される場合は、「子育てのための施設等利用給付」の「認定」を事前に受けた上で、給付（請求）の手続きを行う必要があります。

住民税の課税状況	児童区分	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス
課税世帯	第1子	保護者負担	施設等利用給付 月額3.7万円 (上限)
	第2子以降	<b>本補助</b> 保育料補助金 月額4.2万円(上限)	
非課税世帯	第1子 第2子以降	施設等利用給付 月額4.2万円(上限)	<b>別途手続きが必要</b>

【「認定」について】



【「給付」について】



【問い合わせ先】 中央区 福祉保健部 保育課 保育給付係

〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 電話：03（3546）5422